

# 障がい福祉サービス及び 障がい児通所支援事業所等 運営指導における指摘事項

令和7年度指定障害福祉サービス事業所に係る集団指導

鳥取県中部県民福祉局福祉課

# 指導及び監査の実施方法

---

## ①運営指導

事業所・施設(以下「事業所等」)において、サービスの内容や給付費の請求内容等について、定期的に訪問し、関係書類等の確認及びヒアリングを行うことにより実施します。

※就労継続支援A型、B型、共同生活援助、児童発達支援、放課後等デイサービスは3年に1回、その他のサービスは少なくとも指定期間内に1回は実施。(新規指定の場合や過去の運営指導結果によっては例外あり)

## ②集団指導

事業者等に対し、これまでの指導事例、留意点及び制度の改正内容等について、伝達することを目的に実施します。(年1回全事業所を対象)

# 指導及び監査の実施方法

## ③ 監査

通報・苦情・相談等に基づく情報や、運営指導において確認した情報から、以下に該当する行為がなされたか、あるいは疑われ、その確認が必要と認められる場合に実施します。

- ・指定基準違反等を疑うに足る理由があるとき。
- ・支援内容又は費用請求に不正又は著しい不当があったことを疑うに足る理由があるとき。
- ・度重なる運営指導によっても指摘事項が改善されないとき。
- ・正当な理由がなく運営指導を拒否したとき。
- ・利用者に対する虐待(の疑い)があるとき又は事業所内で重大な事故等が発生したとき。

➡結果は全て公表

# <指摘事項>

## 1 運営規程等

---

【全サービス共通】

- 運営規程の虐待防止の措置について、「虐待防止担当者」を「虐待防止責任者」と記載している。
  - ➡「虐待防止担当者」と記載すること。
  - ➡文言を修正した場合、変更届を提出すること。（運営規程のみ）
  
- 運営規程、利用契約書、重要事項説明書の内容が実態と異なっている、適正な修正が行われていない。
  - （例）・重要事項説明書の処遇改善加算が旧制度の処遇改善加算となっている。
  - ・施設名や法人代表が変更前の名称となっているなど。
  - ➡事業所の実態と整合性が取れているか適宜確認すること。

# <指摘事項>

## 2 虐待防止

いずれか1つでも実施していない場合  
**「虐待防止措置未実施減算」**  
を適用

【全サービス共通】

●虐待防止委員会を開催していない。議事録が作成されていない。

➡1年に1回は開催し、委員会議事録を作成すること。またその結果について従業員に周知すること。また、従業員に周知した記録を残すこと。(回覧記録等)

●虐待防止のための研修が実施されていない、研修の記録がない。

➡1年に1回以上の研修を行い、実施した研修の内容について記録をすること。

●虐待防止のための措置を適切に実施するための担当者を配置していない。

➡委員会の開催、研修を実施するための担当者を配置すること。

# <指摘事項>

## 3 身体拘束等適正化

いずれか1つでも実施していない場合  
**「身体拘束廃止未実施減算」**  
を適用

【全サービス共通】 ※自立生活援助、就労定着支援、地域相談支援、計画相談支援を除く

●身体拘束等にかかる記録が行われていない。

→やむを得ず身体拘束等を行う場合は、その態様及び時間、利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること。記録は5年保存すること。

●身体拘束適正化委員会が実施されていない、議事録が作成されていない。

→1年に1回は開催し、委員会議事録を作成すること。またその結果について従業員に周知すること。また、従業員に周知した記録を残すこと。(回覧記録等)

●身体拘束適正化のための研修が実施されていない、研修の内容が記録されていない。

→1年に1回以上の研修を行い、実施した研修の内容について記録をすること。

●身体的拘束適正化のための指針が定められていない。

→ 事業所における身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方などを指針として盛り込み、整備すること。

# <指摘事項>

## 3 身体拘束等適正化

---

- 身体拘束等の適正化のための指針に盛り込むべき事項が不十分。

➔ 以下の内容について指針に盛り込んであるか確認すること。

- ・事業所における身体的拘束等の適正化に関する基本的な考え方
- ・身体的拘束適正化検討委員会その他事業所内の組織に関する基本方針
- ・身体的拘束等の適正化のための職員研修について
- ・事業所内で身体的拘束が発生した際の報告方法等
- ・身体的拘束発生時の対応について
- ・利用者に対する当該指針の閲覧に関する基本方針
- ・その他身体的拘束適正化の推進のために必要な基本方針

# <指摘事項>

## 4 衛生管理等

【全サービス共通】 ※自立生活援助、就労定着支援、地域相談支援、計画相談支援を除く

### ● 熱中症についての委員会、研修及び訓練が実施されていない。

➡感染症、食中毒に加え、**熱中症**についての委員会、研修、訓練を年1回は実施し、記録すること。

衛生管理等の各委員会・研修・訓練の規程回数については別紙参照

※参考

・鳥取県障害福祉サービス事業に関する条例施行規則 各サービス別表

(生活介護 別表第3(第5条関係)) サービスの提供 35

感染症、食中毒及び熱中症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講ずること。

(1) 感染症、食中毒及び熱中症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。なお、委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができる。

(2) 感染症、食中毒及び熱中症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 従業者に対し、感染症、食中毒及び熱中症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

(別紙)感染症・食中毒及び熱中症の予防及びまん延防止のための委員会、研修、訓練のサービス別規定回数

	感染症			食中毒			熱中症		
	委員会	研修	訓練	委員会	研修	訓練	委員会	研修	訓練
居宅介護等	1回/6月	1回/年	1回/年	なし			なし		
療養介護・生活介護・短期入所・自立訓練(機能/生活)・就労移行・就労継続A/B・就労選択支援・障がい児通所支援・保育所等訪問支援・障がい児入所施設	1回/3月	2回/年	2回/年	1回/3月	2回/年	なし	1回/年	1回/年	1回/年
就労定着・自立生活援助	1回/6月	1回/年	1回/年	なし			なし		
共同生活援助・施設入所支援	1回/3月	2回/年	2回/年	1回/3月	2回/年	なし	1回/年	1回/年	1回/年
地域移行支援・地域定着支援・計画相談支援	1回/6月	1回/年	1回/年	なし			なし		

# <指摘事項>

## 5 業務継続計画

---

【全サービス共通】

● 業務継続計画が感染症、災害のどちらかのみで作成となっている。

➡ 感染症に係る業務継続計画、災害に係る業務継続計画の両方作成すること。

どちらか一方の場合、業務継続計画未策定減算に該当。

● 業務継続計画に基づき、研修、訓練が実施されていない、または内容が不十分。

➡ 研修、訓練の規定回数については、「令和6年度度鳥取県障害福祉サービス事業者等の集団指導について 資料1」を参考。

➡ BCPの訓練は、策定したBCPが有効に機能するかを検証する機会であり、災害発生後に業務を復旧させるまでに必要な工程を確認、シミュレーションを行う。

➡ 通常の避難訓練とは違い、災害発生後の中期～復旧に焦点を当てた訓練が必要。

◇ 令和6年度指定障害福祉サービス事業者等の集団指導について：<https://www.pref.tottori.lg.jp/321553.htm>

# <指摘事項>

## 6 個別支援計画

---

● 個別支援計画が6月に1回以上の頻度で見直しされていない。

※就労移行支援、自立訓練(機能訓練・生活訓練)、自立生活援助は3月に1回以上

➡6月に1回の頻度で見直しの検討を行うこと。検討の結果計画の変更が必要な場合は、作成手順に準じた取り扱いで実施すること。

● 支援目標に対するモニタリングが実施されていない。モニタリングの記録がない。

➡見直しの検討の際には、支援目標の達成度や支援の効果に対するモニタリング(利用者への継続的なアセスメントを含む)を6月に1回以上(または3月に1回以上)行うこと。また、モニタリングの結果は記録すること。

● 個別支援計画を交付していない。

➡個別支援計画を作成、見直し(見直しの結果、変更がない場合も含む)の際に、個別利用者及び相談支援事業所へ個別支援計画を交付すること。

# <指摘事項>

## 7 加算関係(1)

---

### 欠席時対応加算

● 欠席連絡を受けた際に、事業所で行った相談援助について記録していない。

#### 👉 欠席時対応加算の算定要件

- ・急病等により、利用予定日の前々日、前日又は当日に利用中止の連絡があること。
- ・電話等により利用者の状況を確認し、引き続き利用を促すなどの相談援助を行うとともに、当該相談援助の内容を記録すること

⇒ (記録例) 欠席連絡のあった日付、利用者の状況、相談支援の内容、対応者名

# <指摘事項>

## 8 加算関係(2)

---

【障がい児通所支援事業者】

### 延長支援加算

● 急な延長支援を必要とした理由及び時間について記録がない。

#### 👉 延長支援加算の算定要件

- ・個別支援計画に定める支援時間が5時間(平日放デイ:3時間)を超えた支援時間であること
- ・あらかじめ保護者の同意を得たうえで、**延長支援を必要とする理由及び延長支援時間を個別支援計画にあらかじめ位置づけていること。**
- ・延長支援時間の設定のない日に緊急的に生じた預かりニーズに対応するために延長支援を実施した場合、**急な延長支援を必要とした理由及び延長支援時間について記録を行うこと。**

# <指摘事項>

## 9 加算関係(3)

---

### 食事提供体制加算

●摂食量について記録が不十分、6月に1回BMIまたは体重を測定していない

👉 食事提供体制加算の算定要件(令和6年度より追加)

- ・事業所の従業者として、または外部との連携により、**管理栄養士**又は**栄養士**が食事の提供に係る**献立を確認**していること。
- ・食事の提供を行った場合に**利用者ごとの摂食量を記録**していること。
- ・利用者ごとの**体重又はBMI**をおおむね**6月に1回記録**していること。

※食事提供加算は令和9年3月31日に廃止となります。